

社団法人日本臨床衛生検査技師会倫理綱領
に係る申し合わせ事項

社団法人 日本臨床衛生検査技師会

- 一. 社団法人日本臨床衛生検査技師会「定款」第4条に基づく事業を遂行するにあたり、役員並びに会員が遵守すべき事項を定め、これにより国民の技師会活動に対する疑惑や不信を抱く行為の防止と臨床検査技師の社会的信頼確保を目的とする。
- 一. 会員は「倫理綱領」を遵守するとともに、医療人として組織人として社会全体の奉仕者であることを自覚し、公共の利益の増進を図り広く社会に貢献しなければならないことを基本的な心構えとする。
- 一. 自らの行動が技師会並びに自らの信用に影響を与えることを認識し常に公私の別を明らかにし、技師会活動やその地位を私的な利益のために用いる行為を行わない。
- 一. 関連業者との間で、本来自らが行うべき責務を負担させること並びに対価を伴わずして、役務、物品等の貸与を受ける行為を行わない。その他、公正競争規約に抵触する行為を行わない。
- 一. 学会をはじめ各種研修時等に付随して行われる懇親会等も、国民の疑惑や不信を招くことのない様に十分考慮して慎重に対処する。

以上、社団法人日本臨床衛生検査技師会として、尚一層の綱紀粛正に努め、上記事項について慎重に対処することを、役員をはじめ会員に啓発し推進することを申し合わせる。